令和７年８月吉日

お客さま　各位

砺波信用金庫

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、政府・産業界・金融界が取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当座預金口座の新規開設については、これまで通り継続して取扱い致します。

記

１．手形・小切手帳の発行終了

2026 年（令和 8 年）3 月 31 日（火）をもちまして、約束手形帳・為替手形帳・小切手帳・自己宛小切手（保証小切手）の発行依頼の受付を終了いたします。

２．払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日（火）から、小切手に代わる払戻方法として、当金庫所定の払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱いを開始しております。

なお、本取扱いは、当座預金の口座開設店での払戻しに限ります（持参人（第三者）へのお支払いにはご利用はいただけません）。

３．2027 年（令和 9 年）4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の終了

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日（火）から、2027 年（令和 9 年）4 月以降を期日とする手形・小切手について、代金取立の受付を終了しております。

【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

◎手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済方法として「でんさいサービス（電子記録債権サービス）」のご利用を推奨しております。

◎小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済方法として「インターネットバンキングサービス」のご利用を推奨しております。

※詳しくは、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上